

令和6年度整備管理者選任後研修実施要領

関東運輸局 神奈川運輸支局

貨物自動車運送事業輸送規則第3条の4及び旅客自動車運送事業運輸規則第46条に規定する地方運輸局長が行う研修（以下「選任後研修」という。）について、令和6年度の実施要領を以下のとおり定め、「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について（平成15年3月18日付け国自整第216号）」に基づき、選任後研修を実施する。

1. 研修実施日、研修会場、及び申込期間
別紙1のとおり
2. 研修時間
別紙2のとおり
3. 受講対象者及び受講方法
別紙3のとおり
4. 研修内容
 - (1) 整備管理者の実務について
 - (2) 整備管理者制度について
 - (3) 最近の主要法令・通達関係について
5. 研修資料
整備管理者研修資料 令和6年度
6. 講師
 - (1) 車両管理業務経験者等で整備管理の実務に精通している専任講師
 - (2) 神奈川運輸支局 陸運技術専門官
7. 研修修了の証明
 - (1) (2) 以外については研修修了後に様式3の受講証明を交付する。
 - (2) 一般乗用旅客自動車運送事業者を対象とする研修については整備管理者手帳の研修修了証明欄にその証明を行う。
8. その他
 - 1 天災等により研修の実施が著しく困難になった場合は、当該研修の実施を中止する。
 - 2 第1項の中止は、神奈川運輸支局ホームページに掲載する。